

社会福祉法人輝き奉仕会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝き奉仕会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,300円

2 評議員が評議員会に出席したときは、各年度の総額が140,000円を超えない範囲で、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	5,300円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員選任・解任 委員会出席報酬等	5,300円

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費 実 費	宿泊費 (日額)		報酬 (日額)	そ の 他 実 費
	県 内	県 外		
	10,000円	15,000円	5,300円	

※車中泊、船中泊の場合は、寝台料金をもって宿泊料とする。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年3月1日より適用する。

令和 1年 7月 改定